

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ大惨事状態延長：1月15日まで）

12月16日、サントメ・プリンシペ政府は、新型コロナウイルス流行に伴う大惨事状態を30日間延長し、1月15日までとする旨発表しました。

大惨事状態における同国の感染防止対策については、次のとおりです。

1 10歳以上の市民に対し、大勢の人が利用する公共・民間の閉鎖空間、学校構内及びスクールバス、公共交通機関、自家用車の車内（運転手1名のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。

2 あらゆる公共サービスの場所において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンス順守を義務づける。一般に出入りできる施設において、色つきのテープやペンキで床面や集合席にソーシャルディスタンスの印付けを義務づける。

3 一般に出入りできる民間・公共施設入場時の適切な手の消毒を義務づける。

4 全ての国民及び外国人に対し、国際線利用時（出国・入国いずれも）におけるPCRテストによる陰性証明の提示を義務づける。サントメ島ープリンシペ島間の渡航も同様とし、サントメ島からプリンシペ島へ渡る際は、簡易検査を義務づける。

5 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に対し、自宅待機を義務づける。

6 25人以上の葬儀を行わないよう推奨する。新型コロナウイルス感染による死者の葬儀においては、決められた方法を順守する。

7 新型コロナウイルス感染者への見舞いを禁止する。

8 チームスポーツの練習を禁止する。ナショナルフットボールチームの練習及び次回国際試合は、全ての選手及びチームスタッフへの事前の検査を義務づけ、非公開を前提に、特別に許可する。

9 個人スポーツは許可する。

10 市場の営業に関する規制（営業時間は午前5時から午後5時まで、日曜日閉鎖）及び、ミサ・宗教儀式に関する規制（施設収容可能人数の50パーセントまで、ソーシャル

ディスタンス順守、マスク着用義務)を継続する。

1 1 大衆パーティー、音楽イベント及びディスコの開催を禁止する。

1 2 一般小売業、レストラン、カフェ、パン屋及びケーキ屋の営業に関する規制（店舗収容可能人数の半分まで、1テーブル最大5名）を継続する。

1 3 閉鎖空間における会議及び集会は、一般的な衛生対策を順守した上、会議室収容可能人数の50パーセント超えない範囲で許可する。

上記対策は政令により規定され、治安機関による巡視・パトロールチームが強化される。違反者に対しては相応な罰金が科せられ、再犯の場合は、法に基づき、関係当局による捜査の対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp